

意見書案第 22 号

J R 湖西線の天候不順による運転見合せへの対策強化及び移動等円滑化のさらなる促進を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児

竹 内 照 夫

草 川 肇

佐 藤 弘

杉 浦 智 子

森 川 えりな

青 山 三四郎

伴 孝 昭

J R 湖西線の天候不順による運転見合せへの対策強化及び移動等円滑化のさらなる促進を求める意見書

J R 湖西線は、北陸と京阪神を最短距離で結ぶ幹線ルートであり、日々多くの市民が、通勤・通学等で利用する貴重な公共交通機関である。

しかしながら、これまでから J R 湖西線は他路線と比較し、強風や大雪などの天候不順による運転見合せが頻発し、市民生活に大きな影響を及ぼしている。このことは、本市のみならず、高島市や長浜市も同様であり、加えて北陸新幹線敦賀駅延伸により、北陸から京阪神へ向かう乗客にも影響を及ぼすなど、県域を越えた大きな課題となっている。このような状況は、沿線住民の通勤・通学をはじめとする日常生活や地域の観光振興、地域づくり、ひいては地方創生の取組にも影響する深刻な問題である。

また、全駅が高架に設置されているにもかかわらず、蓬莱駅・志賀駅・近江舞子駅・北小松駅にはエレベーターが設置されておらず、利用の大きな妨げとなっている。

については、J R 湖西線を取り巻くこれらの現状を十分に把握し、下記の対策を講じられるよう強く求めるものである。

記

- 1 運転見合せ頻度削減のための対策強化、運転見合せ時の代替手段の確保など課題解決に向けた取組を、事業者とも連携し、一層推進すること。
- 2 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、利用者数にかかわらず高架等の高所に設置された鉄軌道駅を優先的なバリアフリー整備対象へ追加すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣

国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長
滋賀県知事 あて

意見書案第 23 号

保護司の安全確保を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 八 田 憲 児

竹 内 照 夫

草 川 肇

佐 藤 弘

杉 浦 智 子

森 川 えりな

青 山 三四郎

伴 孝 昭

保護司の安全確保を求める意見書

保護司は、保護司法に基づき法務大臣から委嘱され、社会奉仕の精神をもつて犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、社会生活上の助言や指導、帰住先や就職先の確保、地域社会の理解の促進及び犯罪や非行の未然防止など、我が国の更生保護において重要な役割を担っている。

このような中、本市において、長年保護司として活動されていた方が亡くなり、その方が担当する保護観察対象者が殺人の容疑で逮捕される事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。この事件により、全国各地の保護司やその家族は強い不安を抱えており、我が国の更生保護制度・保護司制度の根幹を揺るがしかねない重大な事態である。

滋賀県・国・政府におかれては、保護司の安全を確保し地域社会の安全・安心の実現につなげるため、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記

- 1 保護司及びその家族の不安に寄り添い、その不安の解消に向け万全の対策を講じること。
- 2 保護司の活動の安全面に関する点検を早急に行い、自宅以外の面接場所の確保をはじめ、保護司の安全確保のためのあらゆる対策を講じること。
- 3 保護司の安全の確保の在り方などについて、保護司自身はもとより、その家族や関係機関の意見も聞きながら迅速に検討を進め、必要な環境の整備に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣
法務大臣

厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長
滋賀県知事 あて

意見書案第 24 号

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘

浜 奥 修 利

改 田 勝 彦

中 田 一 子

森 脇 謙 一

自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書

高齢化が進んでいる現在、高齢者の運転による交通事故が社会問題となっている。警視庁によれば、2023（令和5）年の高齢運転者による交通事故発生件数は4,819件、事故全体に占める高齢運転者の事故割合は15.4%となっており、2019（令和元）年の18.1%からは減少しているものの、依然として多発している状況である。

75歳以上・80歳以上の運転免許保有者数の推移をみると、2019年の数値は75歳以上583万人・80歳以上229万人であり2009年の数値である75歳以上324万人・80歳以上119万人と比較して、75歳以上は約1.8倍、80歳以上は約1.9倍となっており、今後ますます高齢運転者が増えていくと想定される。

加齢に伴う身体機能や認知機能の低下により運転に不安を感じている高齢運転者や、交通事故を心配する家族等周辺の方々から地方公共団体に相談を寄せられ、運転免許の自主返納の取組が進められる一方で、免許返納後の移動の足の確保が大きな課題となっている。政府では、高齢運転者による交通死亡事故の深刻な社会問題化を背景に、免許返納者への公共交通割引施策を新規で実施する地方公共団体への支援を検討しているが、公共交通の空白地域には課題が残る。

よって、政府に対して、全ての地方公共団体が高齢運転者の免許返納を安心して推進することができるよう、自動運転移動サービス等の社会実装に向け、下記の事項について特段の取組を求める。

記

- 1 過疎地域を包含する地方公共団体に寄り添う形で、高齢者の免許返納を促進するための自動運転移動サービスの導入についての相談窓口の開設や、専門家の派遣等の伴走型の支援体制を整えること。
- 2 自動運転システムが主体となって車の操縦・制御等を行うレベル4以上の車両の実用化に向けた環境整備を加速させることで、開発を促進すること。
- 3 遠隔操作システムを含めた自動運転技術について、社会に広く普及させるために、まずは地方公共団体が同技術を地域交通に活用しやすい制度を構築すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
デジタル大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて

意見書案第 25 号

C O P D (慢性閉塞性肺疾患) の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 佐 藤 弘

浜 奥 修 利

改 田 勝 彦

中 田 一 子

森 脇 謙 一

COPD（慢性閉塞性肺疾患）の潜在的な患者に対する適切な対応を求める意見書

COPDは、主としてたばこの煙やPM2.5などの有害物質を長期的に吸入暴露することで生じた肺の慢性疾患であり、症状としては咳、痰、息切れを特徴とする。現在、COPDは、健康日本21において、がん、循環器疾患、糖尿病と並び、対策を必要とする主要な生活習慣病に位置づけられている。COPDでは、肺胞が破壊されることにより、酸素の取り込みや二酸化炭素を排出する機能が低下する。ここで一度破壊されてしまった肺（気管支や肺胞）は、治療によって元に戻らないため、重症化する前段階で治療を開始することで進行を遅らせたり、急激に状態が悪化することを予防したりすることが大切になる。また、COPDが進行し、息切れや症状悪化により身体活動性が低下することで、フレイル（健康な状態と要介護状態の中間段階）に移行し、要介護や寝たきりの可能性が増大するとも言われており、今後、介護費用の増大につながる可能性も示唆されている。

さらに、COPDは循環器疾患（狭心症等の心血管疾患、脳血管疾患）、がんなど、他の慢性疾患との関連性も注目されている。日本COPD疫学研究（NICE study）の調査によれば、国内のCOPD患者は推定530万人とされているが、厚生労働省等のデータからは実際に治療を受けているのは約36万2000人にとどまっており、約500万人が未診断であると考えられることからCOPDへの対策の強化が必要である。

そこで、政府に対して、高齢化が進行する我が国において、国民におけるCOPDの認知度を高めると同時に、潜在的なCOPD患者の早期診断と早期治療への取組を強化し、その重症化予防対策を適切に進めるために、以下の事項について特段の対応を求める。

記

1 COPDに対する認知度並びにヘルスリテラシーの向上

- ・COPDに対する知識を普及啓発するための、かかりつけ医等からの適切な指導の強化や、学校教育から企業団体の保健指導までの幅広い年齢層に対する教育や研修の推進。
- ・COPDの症状などを紹介するチラシやCOPDのリスクが分かるチェックシート（COPD集団スクリーニング質問票など）の作成と配布等、COPDの認知度向上及び死亡率低下を目的とした地方公共団体の活動に対する財政支援。

- 2 地域におけるCOPDの検査体制の強化
 - ・地域の医療機関に対して、COPDを診断するスピロメーターの配備を支援すると同時に、臨床検査技師や保健師等による正確な計測を可能にするために研修の実施や呼吸機能検査ガイドラインの周知徹底。
 - ・画像検査（胸部X線や胸部CT検査）とプログラム医療機器を用いた肺の炎症状態を定量的に測定する検査法の開発と普及。
- 3 受診勧奨対策及び重症化予防対策の推進
 - ・地方公共団体における受診勧奨対策に対する財政支援や保険者努力支援制度等、COPDの重症化を抑えるための取組推進へのインセンティブ制度の導入。
 - ・COPDの重症化を抑えるため、インフルエンザワクチンや肺炎球菌ワクチンの接種が積極的に活用されるよう検討を進めること。
 - ・COPD関連の厚生労働科学研究費等の研究資金の確保など、COPDの重症化や増悪を抑える新規治療薬開発のサポート体制の強化。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長　幸光正嗣

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて

意見書案第 26 号

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

教員の長時間労働の抜本的改善を求める意見書

教員の長時間労働はますます深刻である。2023年4月に文部科学省が公表した教員勤務実態調査では、持ち帰り業務を含む平日の勤務時間は、公立小学校教諭で11時間23分、同中学校教諭で11時間33分となっている。長時間労働が常態化しており、看過できない状況にある。

こうした現状を反映して、年々教員志願者が減少している。その一方で早期退職者や病気休職者が増加している。そのため学校現場では産育休の職員や病気休職者の代替が確保できない状況が広がっている。教員の未配置により、残された教員の負担が増大し、心身を病む教員が出るという負の連鎖が起きている学校も少なくない。

これらは教員の勤務条件の問題であると同時に、子どもたちの教育保障に関する重大な問題であり、今後子どもの未来と国の行く末に甚大な影響を及ぼすものである。

そのため教員の長時間労働と教員不足の改善に向けては、直ちに取り組まなくてはならず、今や一刻の猶予もない。

そもそも教員に長時間労働をもたらしている業務は、授業準備であり、校務分掌業務であることは、種々の調査からも明らかである。これらの業務は、緊急的、臨時に発生するものではなく、いわば教員の本務である。それが時間内に終わらないということは、常務に見合う定数が確保できていないことを意味することから、大幅な教員定数増が急ぎ求められる。

また1971年に成立した現在の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）では、公立学校の教員に時間外手当を支給せずに、教職調整額を支給することを定めている。時間外手当を支給しないとなれば時間外労働時間を計測する必要がなくなり、労働時間の規制が曖昧になることは避けられず、教員は時間外労働の歯止めがない中で長時間労働を強いられていることになる。そのため教員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を規制するための給特法見直しは急務といえる。

よって国及び政府においては、教員の長時間労働を抜本的に改善し、豊かな学校教育を実現するために、以下の項目について早急に措置を講じることを強く求めるものである。

記

- 1 学校の業務量に見合った教職員の配置を行うこと。
- 2 勤務時間の管理と長時間労働を制限するために、教職調整額を廃止し、教

員にも時間外手当を支給すること。

3 上記の項目を実現すべく教育予算を増額すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

衆議院議長

参議院議長　　あて

意見書案第 27 号

現行保険証とマイナ保険証の併用を継続することを求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

現行保険証とマイナ保険証の併用を継続することを求める意見書

改正マイナンバー法の成立により、今年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせるマイナ保険証に一本化されることになった。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題がある。

現行の健康保険証のみだと診療を後回しにされたり、薬を出せないと告げられたりと、医療機関や薬局において、保険診療を壊しかねないトラブルが引き起こされている。またカード読み取り端末が必要となるマイナ保険証は、災害による停電時には保険情報が確認できず混乱を招くことが、能登半島地震で明らかとなった。そのため全国の少なからぬ医療機関ではトラブルを避けるため、患者に対しマイナ保険証を持っている人にも念のため現行の保険証を持参するよう促しているのが現状である。このようにオンライン資格確認等のシステム上でエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証を使用することについて、不安を抱く人がいることは当然である。マイナ保険証の使用率は、今年6月末時点で1割にも満たない現状がこのことを表している。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状が生まれている。

我が国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で等しく医療を受けられる国民皆保険制度を採っているが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねない。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されている。

よって国及び政府においては、我が国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の現行の健康保険証の廃止、マイナ保険証への一本化の方針を撤回し、現行保険証とマイナ保険証の併用を継続するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
デジタル大臣
衆議院議長
参議院議長 あて

意見書案第 28 号

原発依存のエネルギー政策を転換し、再稼働から廃炉を促すことを求める
意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

原発依存のエネルギー政策を転換し、再稼働から廃炉を促すことを求める意見書

原子力規制委員会は本年 8 月 28 日、日本原子力発電の敦賀原発 2 号機直下の断層が活断層であることは否定できないとして新規制基準に適合しないと結論づけ、審査書案を了承した。これにより事実上、再稼働を認めないとの判断が示されたことになる。

2011 年の東日本大震災の後、全国の原発で敷地内の断層調査が行われ、敦賀原発 2 号機直下の断層は活断層だとされたが、日本原子力発電は活断層ではないとして 2015 年に適合審査を申請し、9 年にわたる調査、検討の結果、その主張は退けられた。

ところが、日本原子力発電は追加の調査を行ったうえで、あらためて審査を求める考えを示している。しかしこれまでの検査過程では、日本原子力発電は 1 千か所を超える書類の誤記、地質データの書き換えなど、原発を扱う会社としての最低限の技術的能力や誠実さが疑われる実態も明らかになった。また日本原子力発電は首都圏で唯一の東海第 2 原発においても、2023 年 10 月再稼働を目指す防潮堤工事の施工不良が内部告発により発覚している。こうした事業者側の言い分を聞き続けた原子力規制委員会は、姿勢を改め国民を守る立場に立ち、設置許可取り消しも視野に入れた厳しい対応を取るべきである。

原子炉等規制法は、原発の位置、構造、設備について「災害の防止上支障がないものとして定められた基準に適合するもの」と定めている。規制基準は、地震によって安全機能が損なわれないことだけでなく、原子炉建屋等の重要施設が設置される地盤には、将来活動する可能性のある断層等（活断層）が露出していないことを確認するよう求めている。断層活動による地盤のズレについて、建屋の基礎に作用する力を予測し、あらかじめ対処することは困難だからである。建屋の地盤が断層活動で上下左右に大きくずれれば、東京電力福島第 1 原発のような重大事故に至る危険があり、地震を甘く見ることは許されない。

また日本原子力発電は、敦賀原発と東海第 2 原発の電気を関西、中部、北陸、東京、東北の 5 電力会社に売る卸電力事業者であるが、両原発が稼働していない現状でも再稼働を前提に 5 電力会社から基本料金が支払われている。福島原発事故以降の 13 年間で 5 電力会社が払った基本料金は約 1 兆 4 千億円に上り、これは電力料金として国民に転嫁されてきた。日本原子力発電がこうした国民に無用の負担を押しつけ続けることも、基準不適合だと宣告されても諦めないのは、国の原発に対する執着、原発回帰路線が背景にある。

政府は昨年 2 月、東京電力福島第 1 原発事故の教訓を投げ捨て、原発の最大限活用を掲げた G X （グリーントランスフォーメーション）基本方針を閣議決定し、原則 40 年、最大でも 60 年だった原発の運転期間について、60 年超運転

を可能にする法改正を行い原発回帰があらわとなった。国内には運転開始から40年を超える老朽原発もあり、地震、津波など自然条件の厳しい日本でさらに老朽原発の危険性が加わる。電力供給全体で現在原発は5%程度に過ぎず、再生可能エネルギーの4分の1である。

国及び政府においては、原発依存のエネルギー政策を転換し、原子力規制委員会が事実上再稼働を認めない判断をした敦賀原発2号機をはじめとして国内の老朽原発について、廃炉を目指して取り組むよう日本原子力発電に促すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

大津市議会議長　幸光正嗣

内閣総理大臣
経済産業大臣
環境大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて

意見書案第 29 号

米の生産と供給に責任を持つ安心の農業政策への抜本的転換を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

米の生産と供給に責任を持つ安心の農業政策への抜本的転換を求める意見書

全国的にスーパーの店頭等で米の入手が困難になり、価格が高騰する状況が発生し問題となっている。大津市内においても同様で、買占めが起きないよう購入の制限がされているもののすぐに売り切れており、市民からは「販売店を何軒回っても米が店頭にない」「ようやく5kgを1袋買ったものの、育ちざかりの子がいるので全然足りない」など、不安と困惑の声が多く上がっている。主食である米は毎日の食事や生活に欠かすことができないものであり、米の不足や価格高騰は市民生活に多大な影響を与える、とりわけ生活弱者にしわ寄せが集中する事態となっている。

農林水産省は、米の需要や生産に関する現状や見通しについて、インバウンドが好調だったことに加え、パンや麺など、ほかの食料品に比べると値上がりが緩やかだったことなどから、需要が伸びたのではないかとの見解を示している。さらに、本格的に新米が出回る前の端境期で、もともと在庫が少なくなっていたところに、お盆期間の前後に地震や台風などに備えて米を買いだめする動きが出たことが、スーパーなどの品薄に拍車をかけた可能性も指摘している。新米が出回り始めれば、スーパーなどの品薄も次第に解消に向かうと見込むが、主食の米が購入できない状況は異常事態であり市民の不安は募っている。

今年6月末時点の米の民間在庫量（速報値）は156万トンで、前年同時期と比べ41万トン少なく20%の減少となった。比較可能な1999年以降、過去最低の水準である。さらに、7月の全国消費者物価指数で米類は、前年同月比17.2%上がり、20年ぶりの上昇率となった。僅かな需給の変化で価格が乱高下する現状は自由競争の結果であり、米農家の経営ばかりか、国民生活を不安定化させている。

よって国及び政府は、不作や国際的な需給変動があっても、国民が安心して国内産米を食べ続けられるよう、主食である米の需給と価格、農家の所得安定に責任を持つよう以下の事項について強く求めるものである。

記

- 1 米不足となった実態を把握し関係者の声を聞くこと。
- 2 政府備蓄米の活用も含め、生産者団体や流通・小売業界と協力し、店頭に十分な米が出回るよう対策を講じること。これにより生産者に価格の変動による不利益を生じさせないよう対策すること。

- 3 農家への所得補償や生産された米の価格保障を抜本的に充実し、大多数の農業者が安定して生産を続けられる条件を整えること。
- 4 格差と貧困対策として、フードバンクや子ども食堂などへの備蓄米支給について、支援が行き渡るよう制度を改め、都道府県・市区町村に申請窓口を設けること。
- 5 食糧自給率の向上を含めて、国として生産と供給に責任を持った米政策・農業政策へと転換すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて

意見書案第 30 号

防衛省及び自衛隊の法律違反・不正行為の全容解明と根絶を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子

林 ま り

柏 木 敬友子

小 島 義 雄

防衛省及び自衛隊の法律違反・不正行為の全容解明と根絶を求める意見書

本年 7 月 12 日、防衛省は特定秘密の漏洩や海上自衛隊の潜水士による手当の不正受給などの法律違反・不正行為を巡り、事務次官や自衛隊制服組トップを含む関係者 218 人の処分を公表し、酒井良海上幕僚長は辞任の後退職することとなった。これらは、防衛省・自衛隊の大量の処分を伴う前代未聞の不祥事であり、事実関係と実態の解明が不可欠である。

潜水手当を巡っては、潜水艦救難艦の隊員 62 人が任務や訓練の際に支給される手当を架空請求し、その額は 6 年間で 4300 万円に上るとされている。

厚木航空基地隊など計 3 か所に所属する、幹部を含む計 22 人の海自隊員が基地内の食堂で、無料支給対象者でないにもかかわらず代金を支払わず飲食を繰り返し、その飲食代は計 160 万円相当となり、懲戒処分を受けている。

そしてハラスメントも深刻であり、防衛閣僚幹部によるパワーハラスメントでは、3 人が停職や減給の処分が行われ根絶の取組が急務である。

さらには川崎重工が海上自衛隊との潜水艦修理契約に関して、取引先企業との架空取引でつくった年間 2 億円、合計十数億円とみられる裏金で海自隊員らに接待や金品の提供をしていたとする疑惑が浮上したことは犯罪行為に他ならない。この疑惑には特別防衛監察を進めるとしている。

その上特定秘密の不適切管理を巡っては、海上自衛隊の艦艇 38 隻で確認され、陸自、空自、統合幕僚監部でも発生しており、重大事案が次々と発生しているにもかかわらず、その責任と問題意識に欠ける防衛相の発言は言語道断である。

岸田政権の下で安保 3 文書の閣議決定において防衛費は、これまでの G D P 1 % 以内を 2 % へ 2 倍に引き上げるとした。社会保障の自然増加分が圧縮され、文教費予算は横ばいの予算であるにもかかわらず、2024 年度当初予算の防衛費は 7 兆 9,496 億円、2023 年度当初予算より 1 兆 1,277 億円増え、過去最大を更新した。これら防衛省・自衛隊の一連の法律違反・不正行為について、「予算や権限、防衛装備が急激に膨張し、組織に緩みや綻び、おごりが生じたためではないか」と一部メディアは指摘している。物価高騰で苦しむ国民には、高い国保料など社会保険料の負担、教育費の負担がかかる一方で、膨脹した予算の中で不正が行われていたことは、到底国民に受け入れられない。

よって、国及び政府においては、防衛省及び自衛隊の法律違反・不正行為などの不祥事の全容解明と根絶の取組を早急に求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条に基づき意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 26 日

大津市議会議長　幸　光　正　嗣

内閣総理大臣
防衛大臣
衆議院議長
参議院議長　　あて